

西宮市保育士就職応援一時金事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助対象施設に保育士等として就職した者に対し一時金を支給することにより、保育士等に対する経済支援を行い、保育士等の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 補助対象施設で児童の保育に従事している者のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」とする。）第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭をいう。
- (2) 補助対象施設 西宮市内に所在する次に掲げる施設又は事業所をいう。
 - ア 法第39条第1項に規定する保育所のうち、法第35条第4項の規定により認可を受けた施設
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園
 - ウ 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）第3条に規定する幼稚園型認定こども園
 - エ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
 - オ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
 - カ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象施設を運営しているもの（以下「事業主」という）に令和4年4月1日以降に新たに保育士等として直接雇用されていること。
- (2) 申請しようとする年度（以下「申請年度」という）において、次のいずれかに該当していること
 - ア 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和4年11月7日府子本

第968号)第4に規定する「職員1人当たり平均経験年数」の算定の対象となる職員であること

イ 申請年度の4月の勤務時間が1日あたり6時間以上であり、かつ、勤務日数が1月あたり20日以上であること

(3) 申請年度の4月1日時点で、事業主に初めて雇用された日からの雇用期間が次のいずれかに該当していること

ア 雇用された日から1年未満であること

イ 雇用された日から2年以上3年未満であること

ウ 雇用されて日から4年以上5年未満であること

(4) 申請年度の10月1日時点で、事業主に直接雇用されていること

2 前項に規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当しているときは、補助対象者とはならない。

(1) 前項第3号を除いて、この要綱により補助金の交付を受けたことがあること

(2) 事業主に、施設長、園長、所長、管理者その他同種の職種として雇用されていること

(3) 補助対象施設を運営している法人の役員であること

(4) 申請年度の4月1日時点で、賃金が発生しない休暇等を取得していること。ただし、産前産後休業又は育児休業の場合はこの限りではない。

(5) 事業主に初めて雇用された日の翌日以降に、主として保育以外の業務に従事したこと

(6) 事業主に初めて雇用された日の翌日以降に、勤務形態の変更があったこと。ただし、変更後の勤務形態が常勤又は常勤的非常勤の場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請年度中、市長に対し、その定める期日までに申請しなければならない。

2 前項の申請を行う場合は、国民健康保険その他の公的保険の被保険者証を、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録に変換して添付し、その他市長が定める書類を提出しなければならない。ただし、次条により提出があった場合は、この限りではない。

(事業主の責務)

第6条 補助対象者を雇用している事業主は、市長に対し、その定める書類を申請者か

ら収集し、提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容及び前2条の規定により提出された書類を審査し、交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定による交付又は不交付の決定をした場合は、その旨を記載した交付決定通知書又は不交付決定通知書により申請者に通知する。

(変更の申請)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第5条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、市長に対し、その定める期日までに変更内容を申請しなければならない。

2 前項の規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の変更を決定し、その旨を変更交付決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 市長は、交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 第3条に定める要件に該当していなかったとき
- (2) 補助金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行ったとき
- (3) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 交付対象者は、前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、西宮市補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、社会情勢の変化等を勘案し、施行から3年を目途に見直しを行う。